

民製通貨の提唱

Kent. M

kentm.1611@gmail.com

1.民製通貨とは何か

民製通貨とは、発行主体が国家、またはそれに準ずるものでない通貨の総称である。

これについて、本文では、つまり次の要件を満たすものとする。

①発行主体が国家でないこと。

②価値が官製通貨に縛られないこと。

①に関しては、日本における日本銀行券以外、つまり電子マネーなどもこの要件を満たすといえる。

しかし、②に関しては、官製通貨に価値が左右されない、則ち日本において円に依存しない独自の価値を持つもの、いわゆる電子マネーなどは、これを満たさない。また、このように、①を満たし、②を満たさないものを、「不完全な」民製通貨と呼ぶこととする。

2.官製通貨の難点

官製通貨は、国により価値が大きく左右される。そのため、その国の信用に伴い、価値が無に帰する場合もある。それに対し、「完全な」民製通貨は、官製通貨に価値が縛られていないので、無政府状態に陥ったとしても、民製通貨はその直接的影響を受けない。つまり、発行国が存在しないため、発行国の信用とともに通貨の価値が無くなることはない、ということである。

3.民製通貨の価値

2.では民製通貨の価値は国に左右されないとしたが、民製通貨にも発行主体は存在する。発行主体の信用が失われれば、通貨の価値も失われる。そこで、発行主体の信用が無くとも、通貨の価値、則ち通用力を決定する要件[1]を満たすようにする。

①通貨に十分な流通量があること。

②通貨に十分な複製困難性があること。

③通貨に十分な価値があること。

これらの条件を満たすために、発行所を銀行に見立てる。

①については、発行所が信認 T に応じて価値 D が一定となるように流通量 I を調整する。

②については、発行所が「通帳」を他に書き換えられぬように整備し、また、書き換えられた際に、改竄部分を復帰できるように、バックアップを取ることで、満たすことができる。

③については、既存の財やサービスとの交換を、当該通貨を用いて行うことができる、通貨通用圏を既存の通貨よりも広げる必要がある。[2]

4.民製通貨の流通

民製通貨を発行したとしても,使用者にと交換を行う取引所がなければ,通貨は使用者の手に行き届かない。そこで,取引所が必要となる。取引所は,使用者の他通貨との両替を行う場である。ここを用いて,使用者と発行所は,当該通貨を両替する形で「発行」する。

5.結論

民製通貨は,2に述べたように,官製通貨とは異なり,インターネットのように,支配主体の存在しない空間において,非常に有用な新通貨形態であると考え,ここに提唱する。

補足

[1] Kent.M., 2020 「通貨の価値と発行について」

[2] Kent.M., 2020 「通貨の通用圏について」

参考

「経済学大図鑑」(Niall Kishtainy 著 若田部昌澄 日本語版監修 小須田健 訳 2014 p.250~p.255)

大きな統一通貨の通用圏の必要性和通貨統合の例についてはこちらを参照されたし。

「世界史とつなげて学ぶ中国全史」(岡本隆司,2019 p.139~p.143)

宋朝の交子をモンゴル帝国が成功させた例についてはこちらを参照されたし。